

## 平成三十年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書の縦覧について

沖縄県環境影響評価条例（平成十二年条例第七十七号。以下「条例」という。）第四十九条第二項において準用する同条例第三十六条の規定に基づき、平成三十年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成したので、同条例第四十九条第二項において準用する同条例第三十八条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和二年一月十日

内閣府沖縄総合事務局長 吉住 啓作  
国土交通省大阪航空局長 梅野 修一

### 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 内閣府 沖縄総合事務局  
国土交通省 大阪航空局  
代表者の氏名 沖縄総合事務局長 吉住 啓作  
大阪航空局長 梅野 修一  
主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号  
大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号

### 二 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称 那覇空港滑走路増設事業  
対象事業の種類 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更  
公有水面の埋立て  
対象事業の規模 （滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更）  
滑走路の長さ二千七百メートル  
（公有水面の埋立て）約百六十ヘクタール

### 三 対象事業が実施されるべき区域

（滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更）  
沖縄県那覇市字大嶺、沖縄県那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面  
（公有水面の埋立て）  
沖縄県那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

### 四 事後調査の実施期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

### 五 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号  
内閣府 沖縄総合事務局  
大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号  
国土交通省 大阪航空局 空港部 空港企画調整課  
沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号  
沖縄県行政情報センター  
沖縄県那覇市泉崎一丁目一番一号  
那覇市企画財務部企画調整課  
沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号  
浦添市市民部環境保全課  
沖縄県糸満市潮崎町一丁目一番地  
糸満市企画開発部政策推進課  
沖縄県豊見城市宜保一丁目一番地一  
豊見城市市民部生活環境課

縦覧期間 令和二年一月十日から三十日間

縦覧時間 午前九時から午後五時まで